

雇用就農資金

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な農畜産物の生産技術・経営に関するノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業法人等に対して資金を交付する「雇用就農資金」を実施します。

事業実施を希望される場合は、令和7年7月1日(火)から8月4日(月)(必着)までに雇用就農資金公式HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

◎雇用就農者育成・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

◎新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。(詳細は、都道府県農業会議等にお問い合わせください。)

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額 ※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	最長 4年間	年間最大60万円(月額5万円) ※3
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円(月額10万円) (3-4年目は最大60万円)(月額5万円)

※1) 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間最大15万円が加算されます。

※2) 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

※3) 雇用就農者育成・独立支援タイプは1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ3人目以降の助成額は年間最大20万円となります。

募集期間等

募集回	募集期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日	支援期間
第1回	2025年3月4日～4月7日	2024年6月1日～2025年2月1日	2025年6月1日～2029年5月31日
第2回	2025年7月1日～8月4日	2024年10月1日～2025年6月1日	2025年10月1日～2029年9月30日
第3回	2025年10月～11月(予定)	2025年2月1日～2025年10月1日	2026年2月1日～2030年1月31日

応募～採択後の流れ



事業実施にあたっての主な要件

必ず募集要領で詳細をご確認ください！

農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④ 働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること
（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること
（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめの.JP）に掲載すること。
（URL：https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in）
- ⑨ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること
- ⑩ 国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること。
（URL：<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>）



（↑研修内容等登録フォーム）



（↑人材育成研修プログラム）

新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。（但し、農業大学校等の農業経営者育成教育機関での研修は不問）



★ 過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が農業法人等の都合で離農している場合には、**新規就農者の増加分が支援対象**になります（**自己都合等で離農した場合は不問です**）。

事業に関する問合せ先

- ・ 詳細は都道府県の農業会議等へお問い合わせください。
- ・ 農業会議等の連絡先、募集要領・応募申請フォーム等は公式HPへ！



（↑公式ホームページ）

公式HPは **雇用就農資金 応募** で検索 (https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)

これまでに「雇用就農資金」を活用された皆さまへ

令和7年度の要件変更点について

① 増加分支援要件(補完雇用就農者)の緩和

過去に雇用就農資金の対象となった雇用就農者が「離農」した場合、応募時に「補完雇用就農者」が必要でしたが、雇用就農者が自己都合により離農した場合は、増加分支援要件の適用を免除することとします。

なお、経営体の責めに帰すべき理由により退職(経営体都合による解雇、雇用契約内容とは異なり雇用就農者の同意のない労働条件の悪化、ハラスメント等)し、離農となった場合は、従来どおり補完雇用就農者が必要となります。(「定着率 1/2 以上要件」については、これまでの考え方から変更ありません)

② 新規採択5人まで。新規採択の3人目以降は助成金が年間 20 万円

「雇用就農者育成・独立支援タイプ」について、

- ・1経営体当りの新規採択人数は、同一年度内に5人が上限となります。
- ・あわせて、3人目以降の支援額は、年間最大 20 万円となります。

③ 「地域計画」への位置づけ

農業法人等の要件として、「地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること」が追加されます。

【「地域計画」(旧「人・農地プラン」)とは…】

市町村では、農業経営基盤強化促進法(令和5年4月1日施行)によって定められた10年後の地域農業の将来像を描く「地域計画」の策定に農業者、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と一体となり取り組んでいます。詳細は市町村・農業委員会までお問い合わせください。

④ 「労働環境整備に係る選択要件」について、選択肢を追加し、2つ以上を必須

農業法人等の要件の「労働環境整備に係る選択要件」について、2つ以上の実施が必須となり、選択肢として以下の内容が追加となります。

【追加となる選択肢】

就業規則又はこれに準ずるものに産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定(既に取り組んでいる又は支援開始後1年以内に新たに組み込むことが要件)

⑤ 農業経営人材育成研修プログラム(中級コース)の修了

農業法人等の要件として、「農業経営人材育成研修プログラム(中級コース)」のうち「労務管理」の科目を「修了している又は支援開始後1年以内に修了すること」が追加されます。

登録・ログインはこちら→



(チラシ) https://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/ikusei_kyogikai-130.pdf

(研修ページ) <https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>

令和6年度研修プログラムは、終了していますが、修了証は有効です。

令和7年度のプログラムは、令和7年4月25日から開講しています。

